

平成 15 年 6 月 25 日

第 9 期 決算公告

東京都千代田区紀尾井町 3 番 3 号
株式会社フージャースコーポレーション
代表取締役 廣岡 哲也

貸借対照表

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,200,411	流動負債	5,496,385
現金及び預金	3,302,051	支払手形	2,324,174
売掛金	4,200	買掛金	41,348
有価証券	9,999	短期借入金	33,000
販売用不動産	18,794	一年内返済長期借入金	1,887,000
仕掛販売用不動産	3,224,755	未払金	88,507
未成業務支出金	42,405	未払費用	72,930
貯蔵品	4,832	未払法人税等	296,349
前渡金	182,596	未払消費税等	23,971
前払費用	201,750	前受金	601,385
繰延税金資産	52,710	預り金	127,304
未収入金	146,969	新株引受権	414
短期差入保証金	2,700	固定負債	427,567
その他	6,793	長期借入金	425,000
貸倒引当金	146	繰延税金負債	2,567
固定資産	126,886		
有形固定資産	15,777	負債合計	5,923,952
建物	9,148	(資本の部)	
車両運搬具	4,174	資本金	235,875
器具及び備品	2,454	資本剰余金	255,975
無形固定資産	5,720	資本準備金	255,975
ソフトウェア	5,099	利益剰余金	905,920
電話加入権	621	利益準備金	2,150
投資等	105,388	任意積立金	250,000
投資有価証券	20,347	別途積立金	250,000
子会社株式	10,000	当期末処分利益	653,770
長期貸付金	17,747	(うち当期利益)	(477,047)
長期差入保証金	53,089	株式等評価差額金	5,575
保険積立金	5,025	その他有価証券評価差額金	5,575
貸倒引当金	821	資本合計	1,403,346
資産合計	7,327,298	負債及び資本合計	7,327,298

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自：平成 14 年 4 月 1 日 至：平成 15 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営業収益		
		売上高	11,535,570	11,535,570
		営業費用		
		売上原価	9,361,181	
		販売費及び一般管理費	1,309,031	10,670,212
		営業利益		865,358
	営業外 損益 の 部	営業外収益		
		受取利息及び配当金	2,314	
		有価証券利息	72	
		解約金収入	31,576	
その他営業外収入		4,884	38,849	
営業外費用				
支払利息		64,877		
新株発行費		4,349		
支払手数料		9,669		
公開関連費用	13,539			
	その他営業外費用	1,270	93,707	
	経常利益		810,499	
特別 損益 の 部	特別利益			
	損害補償金収入	22,241	22,241	
	特別損失			
	固定資産売却損	55		
	投資有価証券売却損	1,070	1,125	
税引前当期利益			831,615	
法人税、住民税及び事業税			395,750	
法人税等調整額			41,182	
当期利益			477,047	
前期繰越利益			176,723	
当期末処分利益			653,770	

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|--------------------|---|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法によります。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| 販売用不動産、仕掛販売用不動産
及び未成業務支出金
貯蔵品 | 個別法による原価法
最終仕入原価法 |
|-------------------------------------|----------------------|
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| 無形固定資産 | 定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 引当金の計上基準
- | | |
|-------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|--|
- (6) 繰延資産の処理方法
- | | |
|-------|-----------------------|
| 新株発行費 | 支出時に全額を費用として処理しております。 |
|-------|-----------------------|
- (7) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生営業年度の期間費用として処理しております。
- (8) 賞与引当金
当期より、全従業員を対象とした年俸制に移行したため、賞与引当金を廃止しております。
- 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」
当期より、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。
なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」

当期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、この変更に伴う1株当たり情報に与える影響はありません。

「商法施行規則」の適用

「商法施行規則」(平成14年4月1日施行法務省令第22号)の適用に伴い、当期から貸借対照表の資本の部については当該規則に従い表示しております。

2. 貸借対照表関係

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,364 千円
- (2) 担保に供している資産
仕掛販売用不動産 2,397,491 千円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産の他、事務用機器の一部、車両運搬具の一部についてはリース契約により使用しております。
- (4) 監査役に対する短期金銭債権 800 千円
- (5) 新株引受権付社債の新株引受権の残高及び行使価格は、次のとおりであります。

	発行すべき株式の内容	残高	行使価格
第2回新株引受権付無担保社債	普通株式	41,400 千円	50 千円

- (6) 偶発債務
保証債務 顧客の金融機関からの借入金に対して、544,700 千円の債務保証を行っております。
係争案件 当社は、当社が販売代理を行った物件の購入者から、物件の売主と連帯して 67,468 千円及び金利を支払うよう損害賠償請求を平成14年2月25日付で受けておりますが、現時点で当該訴訟の結果を予測することはできません。
- (7) 1株当たりの当期利益 68,043 円 09 銭
1株当たりの当期利益の算定上の基礎
普通株式に係る当期利益 477,047 千円
普通株式の期中平均株式数 7,010 株
注) なお、当期の1株当たりの当期利益については、期中の株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
- (8) 平成14年改正前商法第290条第1項6号に定める純資産の増加額 5,575 千円

3. 損益計算書関係

- (1) 子会社との取引高
営業取引以外の取引高 19 千円

4. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	未払事業税否認	27,000 千円
	仲介手数料前受金加算	22,854 千円
	一括償却資産損金算入限度額超過	2,433 千円
	その他	1,649 千円
		<hr/> 53,936 千円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額	3,793 千円
		<hr/> 3,793 千円
繰延税金資産の純額		<hr/> <hr/> 50,143 千円

平成 15 年 3 月 31 日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、平成 16 年 4 月 1 日以降に開始する営業年度から、法定実効税率は 42.05% に代えて 40.49% を適用致します。なお、当期末の一時差異のうち、平成 17 年 3 月期以降に解消が見込まれるものについては、改正後の地方税法に基づく法定実効税率 40.49% を適用して計算しております。

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間に差異がある場合の原因別の主な内訳
該当事項はありません。